

平成22年8月11日

## 市長コメント

昨日、県教委より、部落差別の発言を行った校長に対し、戒告という最も軽い処分しか下されず、しかも個人名すら公表されなかったことは、部落差別の解消に向け、この40年間、全市民をあげて取り組んできた三木市に、たいへん大きなショックを与えるものである。

校長の身分は、三木市の職員である。しかるに、懲戒権が県教委にあるという「ねじれた法の枠組」のため、じくじたる思いでいっぱいである。

三木の子どもたちに教育現場で指導にあたる教職員のトップである校長が、平然と部落差別の発言をしても、それを一番軽い処分としてしか取り扱わない県教委は、身内に甘い体質を露呈するものであり、真摯に同和問題の解消に向け取り組む覚悟の程がないことも現したものである。

ここに、三木市と県教委の同和問題に対して取り組む姿勢に彼我の差を痛感するしだいである。

三木市としては、そのような県教委を当てにせず、三木市の身分を有する教職員に対し、今回の事案を受け、独自の研修を強化するとともに、このような資質に欠ける教職員を校長に据える人事を行った県教委に対し、猛省を促すしだいである。

当該校長は、2学期が始まるまでに速やかに自ら潔く辞職すべきである。

三木市長 藪本吉秀